

ルーマニアの農業問題

丸 毛 忍

地域の限定

ここでは今日のルーマニア人民共和国に属する地域のみを問題としたい。それは主として旧王國 (Old Kingdom) とトランシルバニアの二つの部分からなり、面積二三・五万平均軒、人口一五八七万を有する地域である。

第二次大戦前のルーマニアは面積二九・五万平方軒、人口一九六五万であり、戦後の減少はベッサラヴィヤと北ブコヴィナがソ連に、また南ドブルジャがブルガリヤに分割されたためである。戦前と戦後の比較に當つてはこの點が特に注意されなくてはならない。

〔註〕人口は一九四八年および一九三七年のもの。Doreen

Warner, *Revolution in Eastern Europe*, 1960, p.175.

ルーマニア農業の特徴

C・V・ゲオルギウの小説『二五時』を読んだ人は、ヨハン・

〔海外ノート〕ルーマニアの農業問題

モリツの故郷であるルーマニアの農村の描写を記憶しているであろう。「小さい家々と三つの教會の——正統派、カトリック教新教の——三つの鐘樓をもつたその村」という書き出しは、ルーマニア人、ハンガリー人、ドイツ人その他の民族混住の様を示している。そうした村の一方の極には、玉蜀黍の多い耕地やモリツの両親の住む茅屋にみられるような大多数の農民達の貧しい生活と農業が営まれ、またモリツが多く若者と同じように夢想した土地購入資金をもうけるためのアメリカ出張きのエピソードが語る土地不足と土地への満たされぬ渴望が沈澱しており、他の極にはモリツの愛人スザンナの父ヨルグ・ヨルダンの住む「村はずれの赤い屋根の大きな家」に象徴される外國人地主（ここではドイツ人）の支配が嚴存する。

われわれは、ゲオルギウがファンタナ村の描写を通じて無造作につかみ出してみせてくれたルーマニア農村の典型的な姿を、全國的な大量観察によつて少しばかり補足しておく。

ルーマニアは、職業別人口の構成が、農業七八・二%、工業七・二%、商業・銀行三・二%、運輸一・七%である（一九三〇年）ことから明らかなように、純然たるバルカン農業國の一であり、第一次大戦後の東歐土地改革によつて創り出された貧しい小農が壓倒的に多く、五ヘクタール以下の農場が經營數の七五%、經營面積の三六%を占め、その平均經營面積は二ヘクタール以下であつた（一九三〇年）。工業は石油を除いて未發達であり、かつ外國資本が工業・銀行・商社の資本の四〇%を掌握していた。

總面積の四七・五%が耕地であるが、その約八〇%が穀作、なかんづく小麦と玉蜀黍とに偏しており、耕作方法は原始的であり、収量は極めて低い。家畜は貧弱で役畜を主體としており、玉蜀黍は家畜の飼料というよりもむしろ、殊に旧王國においては、農民の主食となつてゐる。ヘクタール當りの収量は小麦八・九キントール、玉蜀黍一〇・九キントール（一九三〇—三四年平均）、また一〇〇ヘクタール當りの家畜数は牛二五頭、豚一七頭（一九三四年）にすぎず、ブルガリヤ、ユーゴスラヴィヤのような他のバルカンの農業國に較べてもやや下廻つてゐる。

旧王國は雨量が少いため旱魃の危険が大きいとはいへ、黒土であり、なお穀作適地に属するが、トランシルバニアは丘陵性で耕地が少い上に、ボッドゾールであるため收穫は甚しく不安定を免れず、水牛を役畜に使つてゐるほどの水準にある。農業人口一人當りの生産高（一九二八—三二年平均）を比較すると、旧王國は穀物一〇、肉・乳三、計一三キントールであるのに對し、トランシルバニアは穀物七、肉・乳三、計一〇キントールで、兩地方の差は穀物生産高における三キントールの高下として現われている。さらにトランシルバニアはかつてのハンガリー領時代の支配の痕跡が土地所有や農業經營の面にも残つていて、少數民族たるハンガリー人に對しルーマニア人は經濟的にはむしろ從屬的な立場におかれ、複雑な民族問題が存在してゐる。

農業が小農による穀作に偏し、農業外に雇用の機會の乏しいことなどからも想像がつくように、ルーマニアの農村には多量の過

剩人口が累積しておる。東歐では一〇〇ヘクタール當りの農業人口が七〇—七五人以上は過剩であるといわれるが、旧王國は七五人、トランシルバニアは八〇人に達している（一九三〇年）。一計算によれば、一九三七年のルーマニアの農業過剩人口は二九五万人、農業人口の二〇%であつたといふ。

註 1 Doreen Warriner, *Revolution in Eastern Europe*, 1980, p. 176.

さらにルーマニアは穀物生産量の二〇—二〇%を輸出してゐる。輸出部分には小麦が主であるから、價格計算をすればずつと大きくなる。農民は玉蜀黍を喰つて小麦を輸出してゐるわけである。食糧（主として穀物）はルーマニアの輸出の三〇%内外を占めてゐる。したがつてルーマニアの小農經營は世界穀物市場の動向に強く影響されざるを得ない。

D・ウオリナー女史は、上述のようなルーマニアの農業問題について一の解決の方向を示唆してゐる。彼女によれば、旧王國においては、國家が灌漑を行い——大規模な投資を要するが——耕作の時期や種子を管理するならば、穀物の収量を高め、家畜を導入し、蔬菜や果樹を作付することが可能であり、これと同時に西歐諸國へ農産物を自由に輸出し、ブルガリヤがやつてゐるようによ同組合によつて販賣を統一して發展させることが出来るならば、現在人口のままでも生活水準を高め得るという。だがトランシルバニアについては彼女も匙を投じてゐる。そこでは農業外に解決の

方向を求めるよりない。工業化——ルーマニヤは石油、石炭、電力、非鐵金屬などの資源を有し、かなり有望である——と人口の国外移住がそれである。

註2 ルーマニヤ農業の特徴づけについては第二次大戦前の時期をとり、主として Doreen Wariner, *Economics of Peasant Farming*, 1939. によつた。

農奴解放前後

ルーマニヤはエルベ以東のいわゆる「農奴制の再版」を有する國の一である。マルクスも「自立的農民經營への移行後にたえばポーランドやルーマニヤに残つていた古い土地共有の遺物は、これらの地方では、低級な地代諸形態への移行を生ぜしめるための口實として役立つきた」(『資本論』長谷部譯本第三部第四分冊、三七二頁)と述べている。そしてこの制度はルーマニヤでは一九世紀の中葉までそのまま維持されて來た。さらに一四世紀から一九世紀に至るトルコの永い支配と貢租の徴收は、この國の農奴制をより苛酷なものにした。

一八四八年の西歐における革命、自由思想の浸透は、旧王國でもトランシルバニヤでも、農民の不満に油を注ぎ、この年に大規模な叛亂が起つた。

叛亂は一應鎮壓されたが、旧王國では一八二九年の露土戰爭によつてロシア勢力がある程度トルコに代り、次いで一八五六年の

クリミア戰爭によつてロシア勢力も後退し、やがてルーマニヤ王國が準獨立國として成立するという狀勢のもと、初代の國王アレキサンダー・クウツァアの手で一八六四年に農奴解放が實施された。これは一八六一年のロシアの解放の影響を受けることが大きかつたといわれる。トランシルバニヤでは農民は從來ハンガリー本國での諸改革がここに及ぼされないことに不満を抱き、殊にルーマニヤ人の農民はひどい差別待遇に呻吟していた。トランシルバニヤの農奴解放は、一八四八年の叛亂に引續いて、一八五〇年ハンガリーにおける解放の一環として行われた。以上からも窺い得るように、ルーマニヤの農奴解放が最初から外來勢力に對する民族運動と結びついていたことは注目すべき點であらう。

註1 田邊勝正『戰後歐洲に於ける土地制度改革史論』一二九頁。ただし澤村康『中歐諸國の土地制度と土地政策』六三五頁によれば、ハンガリーの農奴解放は一八五三〜五四年に行われたと記されている。

旧王國では五一・六万戸の農家が解放され、一戸當り平均三八ヘクタール、合計一九九・四万ヘクタールの土地が附與された。これは地主の土地の三分の二に當つたともいう (League of Nations, *Economic Demography of Eastern and Southern Europe*, 1945, p. 239)。農民に與えられた土地は狭少にすぎる上に、一般に劣等地であり、かつ耕地が分散していた。

だが地主の領有地は依然として大きく、分益小作、僱役小作な

どの封建的な小作制度が種々の農民保護立法にもかかわらず、第一次大戦まで様々の形で残存し、農民は漸次債農の状態に陥り、地主による土地の再集中が行われた。さらに人口増加と均分相続が農民の土地の細分を助長した。一九〇五年には土地所有者数の

〇・六四％にしか當らない一〇〇ヘクタール以上の地主が耕地の四八・七％を所有し、これに對し一〇ヘクタール以下を持つ九五・四％の農民は耕地の四〇・三％を所有するにすぎぬ、という極めて不均衡な土地配分の状況を呈し、一〇一〇ヘクタールの中農・富農層の占める割合は、所有者数の四％、耕地の一・一％を出なかつた。また一〇〇ヘクタール以上の地主地の三分の二は小作に出され、今世紀に入つてからは中間小作人である會社が小作地のかんりの部分を支配し、農民の地位を一層悪化させた。

したがつて解放後も農民の不満は解消せず、屢々叛亂が起り、なかつた。一九〇七年の叛亂では一万一千の農民が死刑に處せられたほどで、農地制度の根本的な解決は必至の勢にあつた。

トランシルバニアの農奴解放およびその結果は殆んど明らかにすることが出来なかつた。

第一次大戦後の土地改革と農業の展開

ルーマニアは第一次大戦では連合國側に立つて参戦し、講和成立後、トランシルバニアをハンガリーから、ブコヴィナをオースタリーから、ベッサラヴィヤをロシアから獲得して、その領土を

倍加した。そしてこれまで歸屬や、制度を異にしていた地域で統一した土地改革を實施したのである。

ルーマニアの戦後土地改革の推進力をなしたのは、第一には、國民の大多數を占める農民の土地に對する要求であり、これは民族運動と結びついていた。その駆力のためブルジョアジエの黨である自由黨は戦前大地主の土地没收を綱領に明記し、戦争中皇帝も土地改革を確約したほどであつた。第二には、ロシア革命の影響であつた。實際、ロシア領であつたベッサラヴィヤおよびロシヤ軍の進駐していたモルダヴィヤ（旧王國）では、ボルシェヴィキの指導下に急進的な土地改革法が發布されるような事件が起つた。第三には、農民の不満をそらし、共產主義に對する防波堤として土地改革を利用しようとするブルジョアジエの要請であり、連合國の國際資本勢力もこれを支持していたとみられる。

ルーマニアの土地改革は一九一八年十二月の法令および一九二一年七月の改訂法に基いて實施された。それはまず會社、團體、外國人、不在地主の土地の全部と一〇〇ヘクタール以上の地主の所有地の一部を收用することを規定していた。だが地主の所有地の多寡に應じて一〇〇一五〇ヘクタールまでの保有を認めたことおよび屬地主主義を採用したため、相當量の土地がやはり地主の手に残つた。耕地の少いトランシルバニアでは地主の保有地はより小さかつたが、種々の例外規定が設けられ、土地改革自體が曖昧にされた。なお森林、建物なども收用されたが、その範圍や處理の状況は明らかにし得ない。

收用地に對する賠償は一九〇九—二三年の價格を越えない額に定められ、その六五％は農民が支拂い、三五％は國家が負擔することになつてゐた。その後農民の支拂額は一九一七—二三年の平均小作料の二〇倍、その額と地主へ支拂う額との差額を國家が補償することに改められた。レイ（貨幣單位）の價值下落のため農民の支拂總額は、例えば、一九二三年初に一九一六年の半年分の小作料にしか當らなかつたという。

分配は一戸當りの所有地を五ヘクタールに達せしめることを基準として、歸還兵、戦争未亡人、無土地農民、零細土地所有農民の順序でなされ、先ず共同小作組合その他に仮分配がなされ、一九二二年から個々の農民に對し本分配が行われた。旧王國では分配に充てる土地が不足するため、サラヴィヤ、プロヴィナ、ドブルヂャ等の人口稀薄な新領土へ多數の植民がなされた。

最初の計畫によると旧王國では農地面積の四八％、トランシルバニアでは一九％が收用される豫定であつたが、一九三〇年までの実績をみると旧王國では二七・七万ヘクタール、トランシルバニアでは一六・六万ヘクタール、合計四四・三万ヘクタールとなつてゐる。すなわち旧王國では豫定の七割に當る總農地の三五％、トランシルバニアでは豫定を遙かに上廻る二八％が收用された。收用地のうち一九三〇年までに農民に分配されたものは五一％、三六・二万ヘクタールであり、他の土地は主として公共の用途に向けられた。だが土地の分配を受ける資格を有する者の三五％が全くその恩典に浴しなかつた。なお有資格者一人當りの平均分配面積は

第1表 ルーマニアの土地所有（1930年）

	數 (1,000)	%	面積 (1,000 ヘクタール)	%	平均面積 (ヘクタール)
零細および小所有地					
5ヘクタール以下	2,460	75	4,600	36	1.9
中規模所有地					
5—10ヘクタール	560	17	3,110	24	5.5
10—20ヘクタール	180	5.6	1,715	13	9.5
大規模・農民農場					
20—100ヘクタール	69	2	1,555	12	22.5
大農場					
100ヘクタール以上	12	0.4	1,870	15	154.1
計	3,281	100.0	12,850	100	3.9

Doreen Warriner, Economics of Peasant Farming, 1939, p.144.

表の數字は本來の意味での耕地のみを含むとみられる。

二・六ヘクタールであつたという——以上の數字はルーマニア全體のものであり、舊王國およびトランシルバニアの各々については明らかにすることが出来なかつた。

土地改革は地主的土地所有を完全には一掃せず、農民の土地に對する要求を充分に満足させたとはいえないが、土地改革後の殘存小作地面積が一九二七年舊王國では耕地の八・四%、トランシルバニアでは三・一%であつた(League of Nations, Economic Demography of Eastern and Southern Europe, 1945, p. 237)。ことから知られるように、この改革によつて分益小作農の大部分が自作農に變つたことは事實である。第一表は一九三〇年の土地所有狀況を示すが、試みに先に述べた土地改革前の狀況と比較してみると——後者は舊王國のみの數字で嚴密には比較にならないが、傾向ぐらいは掴めよう——一〇ヘクタール以下の所有地は數では九五%から九二%に減つたが——減つてゐるのは、改革後の數字は元來經營規模の大きいベッサラヴィヤ、ブコヴィナ、ドブルヂャナなどが含まれたためである——耕地面積では四〇%から六〇%に増加し、一〇〇ヘクタール以上の所有地は數では〇・六%から〇・四%へ、耕地面積は四八%から一五%に夫々減少し、一〇〇ヘクタールの所有地は數では四%から七%へ、耕地面積では一%から二五%へそれぞれ増加している。土地改革の結果、大所有地が急減し、小所有地および中所有地が増加したことが窺われる。

戦後の土地改革によつて、封建的な土地所有・高率な現物小作料

第2表 穀物生産高と家畜頭數 (イタリックは%)

穀 物	單 位	1909~1913 平 均	1923~1927 平 均	1928~1932 平 均	1933~1937 平 均
		1,000 キル ンダール			
		129,700 100.0	91,785 70.8	112,719 86.9	103,544 79.8
		戦 前	1926	1930	1935
馬・驢馬	1,000 頭	2,678 100.0	1,890 70.5	1,819 69.7	2,163 80.7
牛	シ	6,760 100.0	4,992 73.8	4,011 59.3	4,326 63.9
羊・山羊	シ	15,250 100.0	14,059 92.1	12,273 80.4	12,237 80.2
豚	シ	4,630 100.0	3,168 68.4	2,323 50.0	2,969 64.1

穀物の表は Doreen Warriner, Economics of Peasant Farming, 1939, p. 47, 家畜の表は F.Hertz, The Economic Problem of the Danubian States 1947, p. 133. より作成。

および徭役小作料維持の基盤が基本的には破壊されたとみられることは、以上からは明らかであろう。したがって N. D. カザンツェフのように「……ルーマニヤその他の國々で採擇されたけちな土地改革法は、地主によつて、自らの利益のために行われたものであつて、地主的土地所有の廢棄についての農民の要求はすこしも満たし得なかつた」(H. T. Канцис, Земельная реформа в народных демократических странах, Советское государство и право, 1949, No. 6)となす評價は、この土地改革の進歩的側面を全く無視するものという外はない。

註2 ルーマニヤの農奴解放と第一次大戦後の土地改革についての記述は、主として田邊勝正『戦後歐洲に於ける土地制度改革史論』八三—一七四頁によつたが未だ不明の點が多い。

ルーマニヤの農業生産力は農地改革後むしろ減退し、第二表の示す通り穀物生産高、畜産高とも、一度も戦前水準に達しなかつた。玉蜀黍だけは増加したが、これは農民の貧窮を表わすものにすぎない。一九三三—三七年をとれば、穀物生産高は總量で二〇%、農業人口一人當りでは三〇%の減少となつてゐる。農民の所得や生活水準が戦前より低下したことは明らかである。

他の東歐諸國では一九二六、七年頃から穀物生産高は漸増の方向をたどり、一九三〇年前後までには戦前水準に達するか、これを上廻つてゐるのに比し、ルーマニヤのみ生産が低下してゐるのは何故であらうか。

第3表 穀物その他の食糧輸出

品 目	單 位	1909~13	1928~32	1933~37
穀物(小麥、小麥粉、玉蜀黍)	100 萬キントール	23.2	12.9	11.5
穀牛	1,000頭	—	87	44
肉	1,000キントール	—	54	23
豚	1,000頭	—	107	175
卵	1,000キントール	—	132	89

Doreen Warriner, Economics of Peasant Farming 1939, p. 54 より作成。

F・ハーツによれば、第一に、ルーマニヤの土地改革はソ連を除いて最も急進的であり、土地が細分化されたため農業生産力が低下したこと、第二に、經濟・財政政策の失敗——政治經濟上のナショナリズム、極端な保護主義、無謀な財政支出、腐敗——が農業に悪影響を及ぼしたことの二つの理由は、多くの經濟學者の承認してゐるところだといふ。(F. Hertz, The Economic Problem of the Danubian States, 1947, p. 134). F・ハーツのあげた第一の理由は短期的にみれば、まさにその通りであらうし、第二の理由のうち政治經濟上のナショナリズムは工業化に必要な外資の導入を阻害し、二つの大戦の間にルーマニヤの工業・銀行・商社の總資本

のうち、外國資本の占める比重を五〇%から四〇%に減じた。また、穀物輸出補給金を與えるだけで能事足りりとして、農業に對する生産的投資を輕視し、また外國資本に根幹を握られた工業の單なる保護に墮したところの財政政策が、農業生産力の向上に殆んど寄與することのなかつたことも事實であらう。だがルーマニアの農業にもつと直接的な打撃を與えたのは、一九二九年恐慌以來の穀物價格の値下り、諸國の關稅障壁によつて、東歐でも最大の穀物輸出國であつたルーマニアの穀物および畜產品の輸出が、第三表にみる如く、殆んど半減したことである。このような狀態であつたから農業部面における蓄積は殆んど行われず、農業の集約化は實現されなかつた。D・ウオリナー女史の示唆した解決は現實には容易に適用し難いことが明らかとなつたといえよう。

以上にみたような農業生産力の停滯、穀物輸出の減退などからも明らかな通り、農民層の分解はすつきりした形では進行し得なかつたであらうが、一九三九年二・五萬の地主が六三萬五ヘクタールの土地——第一表と異なり森林牧野等を含むとみられるが——を所有していた (Ilinaia 1937, 48) という記事に従えば、一九三〇年以後さらに若干の土地が地主の手に再集中されたようである。この動きは經營の擴大、生産力の上昇の方向でなく、農民の全般的な貧窮と土地への緊縛、半封建的な小作制度の復活・強化の方向を指向していたものとみられるし、多數の小地主の再生が當然に想像される。——ただしこれらを論證すべき材料は今のところない。

土地改革が一應の目的を貫徹したとみる限り、ここではその後農業の展開こそが問題であらうと考えられる。

第二次大戦後の土地改革と

農業改革

第二次大戦後のルーマニアにおける土地改革を最初に推進したのは、世界革命の尖兵たるソ連軍であつた。彼等は一九四四年四月から一九四七年九月の講和成立まで約三年半ルーマニアを占領していた。占領軍に強くバック・アップされた民族・民主戦線勢力——その内容は漸次共產黨を中心とするものに變化した——は民主化・非軍事化の一環として、さらに進んで人民民主主義革命の一環として、地主的土地所有の一扫を實行した。なお戦後ルーマニアがベッサラヴィヤ、北ブコヴィナ、南ドブルヂヤを最終的に喪つたことを、ここで注意しておかねばならない。

土地改革法は民族民主戦線の綱領に基いて一九四五年三月二三日ベトル・グローザ内閣の下で公布された。改革法によればドイツ人、戦犯、不在地主および五〇ヘクタール以上の土地、建物、生産手段等を無償で國家が收用し、これを歸還兵、無土地農民、零細土地所有農民等に有償で分配する。その際、新分配地と以前の所有地の合計が五ヘクタールを越えないことが原則とされる。分配地の價格は一ヘクタールにつき平均年生産高、すなわち小麦一〇キンタールないし玉蜀黍一二キンタールの價格に等しく定められ、農民は一〇年乃至二〇年賦で土地價格を支拂う。な

お本法では寺院、王領などの土地の収用は除外されている。⁽¹⁾

註1 ルーマニア土地改革法は外務省調査局『東欧諸国における土地改革』一八～二四頁に Ilacescu 1945, 3, 24. からの翻譯全文が掲載されている。

ルーマニアの土地改革はさらに一九四八年初の王制廃止・人民共和國の成立後の王領没收、および一九四九年三月新法令による残りの地主所有地の國家財産への編入により最終的に完了した。土地改革の結果、一四〇万ヘクタールの土地が収用され、そのうち一一万ヘクタールが九〇万の無土地農民、零細土地所有農民、農業労働者に分配され、残りの三九万ヘクタールは國有地に編入された。しかし二〇万以上の資格ある農民が土地の分配にあずかり得なかつたところ (H. Seton-Watson, *The East European Revolution*, 1950, p. 267.) 土地改革法の第一條に「ルーマニアの農業は、農場所有者の私有財産である強力、健全かつ生産的な農場に基礎を置く」と明記されているように、ルーマニアの土地改革は、ソ連の場合と異なり、土地の國有化を直接の目的としない點が大なる特徴である。この改革によつて解放された土地は總耕地の約一一%に過ぎない (L. S. Sanders, *Changing Status of the Peasants in Eastern Europe*, *Annals of American Academy of Political and Social Science*, 1952, September, p. 87) 第一次大戦後の土地改革がほぼ同一の地域で (舊王國とトランシルバニアのみで) 總耕地の三五%および二八

第4表 1946年の土地所有状況

	農 場 数 (1,000)	%	土 地 面 積 (100 萬ヘク タール)	%	1農場當り 平均土地面積 (ヘクタール)
5ヘクタール以下	2,965	85	6.5	57	2.2
5～10ヘクタール	386	11	2.3	20	6.0
10～50ヘクタール	142	4	2.6	23	18.3
50ヘクタール以上	-	-	-	-	-

民科『日本農業年報』第1集 149頁より作成。

本表は國有地には觸れていない。なお1948年、49年に王領および一部地主所有地の解放が行われたが、その結果は不明である。

%, 一四〇万ヘクタールの三倍以上に當る四三万ヘクタールを解放したのに比較すれば、直接土地改革に期待し得るところは少いとみねばなるまい。

註2 Boțina și Pașovăț, *Ilacescu* 1945, No. 6 によれば、「一九四五年三月六三六萬ヘクタールが二・五萬の大農の所有地になつてゐる」というが、これに比して一四〇萬ヘクタールの解放は過少であり、六三六萬ヘクタールはベッサラヴィヤ、ブコヴィナ、ドブルヂヤを含む數字と

考えられる。

土地改革後の階層別土地所有状況は第四表にみる通りである。

五〇ヘクタール以上の私有地は一掃されたが、五ヘクタール以下の貧農が農家数の八五%を占め、その平均所有面積は僅か二・二ヘクタールにすぎない。従来ルーマニアの農家が経営として一應自立するには最小限五ヘクタールの土地が必要だとされた點からみて、彼等の大部分は土地改革後も依然貧窮から救われることは困難であろう。富農の平均所有面積は一八・三ヘクタールであり顯著なものではないが、農家数の四%の富農が、一%を占める中農より大なる面積、すなわち二〇%に對し二三%を占めている點——富農の力が相對的に大きい點が注目される。これらの富農は二〇万人すなわち一戸當り約一・四人の作男を雇傭している。ルーマニアに限らず、改革後の富農層の残存は土地の私有に基礎をおく人民民主主義諸國の土地改革の一特徴である。

ルーマニア政府が土地改革後當面した問題は、傳統的な生産力の立遅れ、土地の細分を克服し、富農層の反抗を抑えながら、農業を社會主義の方向に押し進めることであつた。

土地改革が遂行された一九四五年、四六年は、未だ戰爭の影響が残つていた上に、旱魃が続いて、穀物生産は戰前の約三分の二に減少した。しかもルーマニアは占領軍への補給の義務——まもなく免除されたが——を負つていたので、深刻な食糧危機に陥つた。この危機を救つたものはアンラの援助、アメリカおよび他の

東歐諸國からの食糧輸入、なかんずく、ソ連から的一九四五年小麦一五萬トン、玉蜀黍一五萬トン、四六年穀物二〇萬トンの輸入であつたところ (Margaret Dewar, Soviet Trade with Eastern Europe 1951, p. 78)。

一九四七年は豐作であり、穀物輸出國たつたルーマニアは戰後初めて穀物の輸出餘力を持つに至つたといわれる (世界經濟研究所編『人民民主主義の成立と發展』二七二頁によれば、玉蜀黍二〇〇萬トンとあるが、誤記でなければ過大に失するようだ)。なお一九四八年の人口調査によれば、ルーマニアの農業人口は七六・六%であり、戰前に較べて殆んど變化がみられなかつた。

一九四八年から四九年にかけて實施された王制廢止、社會合同ルーマニア労働者黨の結成、人民共和國の成立、新憲法發布、さらに工業および銀行國有化の完成、土地改革の終了、食糧生産の回復は、ルーマニアの農業政策においても重要な轉換點となつた。一九四九年三月のルーマニア労働者黨の決議は今や「農村における資本主義的搾取を制限し、農業の社會主義的變革の條件を準備すべき」段階であることを強調している。またかかる變革のための政治的經濟的條件は熟しているとみられた。「それのみが農村の社會主義的改革を實行し得るプロレタリアートの獨裁の一形態たる人民民主主義政權」の確立、工業、運輸、銀行、外國貿易、國內商業の大部分の國有化ないし國家管理、集團農場の發展を目的とする貨幣および資材の國家による分配、ソ連の援助に基くトラクターその他の農業機械の國產化などが、かかる條件であつた。

農業において小商品生産が支配的であれば、プロレタリアートの獨裁の下でも、資本主義要素が發生し、階層分化が進まざるを得ないわけだが、ルーマニアの富農も食糧不足の時代にヤミその他を通じて資本を蓄積し、貧農の土地を秘かに手に入れ、雇傭勞力の制限を無視して經營を擴大し、あるいは農村の權力機關や各種團體にもぐり込むなどの動きを露骨に示し始めた。そこで農業生産の回復にともないもはや富農との妥協を必要としなくなつた政府は、一九四八年を起點として富農制限・貧農保護の態度を漸次明確にした。例えば、一九四八年富農に對して累進的な農業税を課し、貧農や集團經營に對しては農業税を免除ないし輕減した。また一九五〇年には農地改革によつて農民が取得した土地の債務を廢棄した。供出量についてみれば、最も肥沃な地帯での規準だが、貧農はヘクタール當り穀物七〇・二五〇疋、中農は三〇〇・三五〇疋、富農五九〇・八二五疋で、富農は貧農の八・四倍ないし三・三倍である。また富農は農業資材の配給、金融、技術指導などの面で貧中農の享受する特權から排除されている。さらに政府は富農の法律違反に對しては、罰金、體刑、土地沒收などの斷乎たる措置をもつて臨んでいる。

これと相應して農業集團化の政策が強力に推進された。先づ生産協同化の前提として流通部面の協同組合が奨励され、一九五〇年にはかかる協同組合の数は五、〇〇〇を越え、會員数は五〇〇萬以上に達し、農村人口の大多數がこれに参加しているとみられた。

第5表 M T S の 活 動

	1948	1949	1950	1951	1955 (計 畫)
M T S 數	76	-	138	188	428
トラクタ 數 (臺)	約 2,000	-	6,100	-	25,000
農村トラクター手(1,000人)	2.5	-	20.0	-	-
トラクターによる作業面積 (1,000ヘクタール)	65.1	1,146.0	2,447.0	-	-

H. Пухлов, Развитие сельского хозяйства Румынии, Вопросы экономики 1951, No. 6 および『農業綜合研究』5卷2號276頁、海外ノート第5表より作成。

農業機械化・集團化のテコたる M・T・S (機械・トラクター・配給所) は一九四七年から活動を開始し、第五表にみられる通りのテンポで發展している。一九五〇年の數字によれば、六・一〇〇臺のトラクターで概ね耕地の二〇%内外を耕耘しているとみられるから、一九五五年にトラクターが二五、〇〇〇臺に増加すれば、耕地の七〇・八〇%が機械耕耘されることも可能であろう。ルーマニアのトラクター生産は一九四七年に始まり、一九五〇年中頃までに合計六、〇〇〇臺に達した。一九五一―五五年の五カ年計畫期間には一二一、〇〇〇臺のトラクターが生

産されるはずである。ルーマニアの農業機械化が國產のトラクターに基礎をおいていることが知られる。ルーマニアはソ連からトラクターその他の農業機械を輸入しているが、その數量は明らかでない。

註3 正確な農地の面積は判明しない。

國營農場は大機械化模範農場であり、その數は一九五一年八〇〇以上、八〇萬ヘクタール（耕地は約半分）、すなわち一農場あたり一、〇〇〇ヘクタールの土地と相當數の機械および家畜を所有し、進んだ農業技術普及の根據地となつてゐる。

土地協同耕作組合は一九四八年に初めて組織された。組合員は土地をプールし、機械を使用する作業は共同で行うが、植付けを終ると、各人の土地を指定し、別々に收穫を行う。機械作業はM.T.S.のトラクターが行うが、それへの支拂は個人農に比し割引を受ける。一九五一年三月の組合數は三四六六、組合員數は三〇萬人、土地は四〇萬ヘクタールを越えている。一組合当りの平均をみると八八人が一六ヘクタールを耕作しているにすぎず、おそらく組合員の所有地の一部のみがプールされているものとみられる。この組合は供出を一部だけ軽減されることになつてゐる。土地共同耕作組合を農作業期のみでなく、年間を通じた恒常的な組織にすることが今後の問題であらう。

集團農場は一九四九年の夏に初めて現われたものであり、土地が国有化されていない点を除けば、ソ連のアルテリ形態のコルホ

第6表 農業集團化の歩み

	1948	1949	1950	1951(上半期)
國營農場				
數	-	632 ①	800 ②	-
面積(1,000ヘクタール)	-	662 ①	722 ②	800
土地共同耕作組合				
數	377	1,952	2,875	3,466
組合員(1,000人)	20	102	259	300(以上)
面積(1,000ヘクタール)	9	150	364	400(以上)
集團農場				
數	-	56	851	1,100
組合員(1,000人)	-	-	-	66
面積(1,000ヘクタール)	-	-	-	268

H. Пухлов, Развитие сельского хозяйства Румынии, Вопросы экономики, 1951, No. 6 より作成。

① H. Пухлов, Аграрные преобразования в народно-демократических странах, Вопросы экономики 1949, No. 10

② A. З. Народнохозяйственный план Румынии, Внешняя торговля 1950, No. 2

ーズと殆んど變らない。一九五一年上半期の集團農場の数は一、一〇〇、組合員数は六六、〇〇〇人、土地は二六八、〇〇〇ヘクタールであり、一農場あたり、五九人が二四四ヘクタールを耕作してゐることになる。組合員の出身層をみると、無土地農民五・五%、貧農六二・五%、中農三二・〇%で、中農が相當參加している點が注目される。ただし、一〇〇の集團農場のうち一農業年度以上存続しているものはまだ一七六しかなく、農民が集團經營に不慣れのため、種々の混亂を生じ、組織的經營的にかたまつていないといわれる。集團農場はその土地の三〇%を國有の豫備地から新しく分配され、八億一千百萬レイの價值をもつ經營用建物を與えられた。そのほか一九五〇年には一億八千九百萬レイの農業機械およびクレヂットの形で現金七三萬レイ、小麥一、五〇〇トン、稈麥・大麥・燕麥二、〇〇〇トン、種子二、〇〇〇トン、濃厚肥料一、五〇〇トン、藥六、〇〇〇トン、セメント・鐵・木材・瓦・ブリキ・釘などを受取つた。集團農場は成立後二年間は農業税を免除され、農産物の供出は最初の年は二〇%を輕減され、その後はヘクタール當り二キントールと定められている。

集團農場についての一の事例を紹介しておこう。好んで發表されるものが、例外的に進んだ集團農場の一つであることはいうまでもないが、それはティモシヤル州チエナドウル・マレ村の「ステハン・プロベッツ」農場で、一九四八年八月に設立され、一九五〇年末現在の狀況は次の通りであつた。

加入農家戸數一九三、そのうち無土地農民二三戸、貧農二八戸、

中農一五二戸であり、勞働可能者は三八二人で、うち七五%が當時集團農場で働いていた。土地は九七三ヘクタール、うち八七〇ヘクタールは組合員が提供し、一〇三ヘクタールは政府の分與にかゝるものであつた。八四一ヘクタールが耕地で穀作を主とし、菜園七二ヘクタール、採草地三六ヘクタール、葡萄園・果樹園一二ヘクタールが含まれていた。家畜は貧弱で、乳牛一八頭、牝豚一五頭、家禽三〇〇羽、蜜蜂三〇箱にすぎなかつた。――農家の私有分は別である。集團農場は生産計畫、豫算を有し、財産や收支の計算を行つた。農場には六つの作業隊と三〇の作業組があり、それぞれ一定の土地・家畜・農具と結びつけられていた。年間の勞働日は合計五七、三三〇日で、一人當り平均一五三日であつた。農場の財産は、固定フオンド一六九萬レイ、組合員への援助六萬九千レイ、社會文化費五萬四千レイ、豫備金一八萬レイと計算された。組合員の收入をみると、一勞働日當りの分配高は小麥四・八キロ、玉蜀黍三キロ、馬鈴薯〇・九キロ、大麥一・四キロ、稈麥三キロ、にんにく〇・二キロ、葱〇・八キロ、鹽一〇キロ、現金四四レイであり、また三人の勞働力を持つ四人家族の農家の平均年收入は――經濟的に最も恵まれた農家であらう――附屬地からの收入も入れて、一六萬四千レイであつた。この地方の農家の平均收入は中農八・五萬レイ、貧農四・八萬レイであるという。以上の數字にはいろいろ問題があるが、他に比較すべき材料に乏しいので、ここでは深く觸れないままにしておく。

ルーマニヤにおける農業集團化の歩みを一括して示せば、第六

表の通りであるが、未だ農地の一二―三%が何等かの形で協同化されている程度を出ないようであり、ブルガリヤ、チェコスロヴァキヤ、ユーゴスラヴィヤなどに比較すれば、かなり立遅れている。

ルーマニアの農業集團化について一つの特徴とみられるのは、ここでは他の東歐諸國に多い土地共同耕作組合と集團農場との中間の形態、すなわち常設的な組合ではあるが、分配を組合員の提供した土地に應じて行うところの生産協同組合ないし勤勞協同經營が殆んど存在しないことである。土地共同耕作組合は今後そうした中間的な形態のものに發展するかも知れないが、一方において集團農場が急速にのびつつあるので、今後もルーマニアでは中間形態の組合は支配的なものとはならないのではないかと想像される。

農業集團化の過程は本來農民の説得とその自發性にまつて進められるべきものであり、東歐諸國の場合はソ連より恵まれた國際環境にあるし、集團化のテンポはソ連の一九二九年以後に較べてずっと緩慢であるから、その可能性は大きいわけだが、ルーマニアでも集團化に當つてやはり暴力が用いられ、多くの行きすぎがみられた。殊に中農と富農の限界が不明瞭であつた點、中農の組合加入について政治的經濟的強壓が加えられた點で、中農の不満をまねいたという。また土地改革によつて小農場の強固な擁護者として現われたように見えた共產黨が、突如として小農場の非能率と進歩ののろさを攻撃し、集團化政策を推進し始めたことは、

農民には若干意外な感じを與えたことも事實のようだ (L. D. Schweng, Recent Agricultural Developments in Eastern Europe, Journal of Farm Economics, 1951, No. 2, p. 46)。集團農場や集團農場は個人經營に比較してより高い収量をあげているというが、上にもみたとおり個別的な事例のほかは判明しない。一九五一―五五年の五カ年計畫においては、農業集團化を急ぎ、數量的な達成を追うことをやめて、既存の各種生産協同組合の組織的經營的強化を計り、これらを模範的な農場たらしめることが第一だとされている。

農業の集團化政策と對應して、ルーマニアは一九四九―五〇年にまず國民經濟の戰前水準への復興を目標とする二カ年計畫を實施し、次いで一九五一年からは本格的な五カ年計畫に這入つた。

ルーマニアの經濟計畫化が他の東歐諸國に比較して甚しく遅れたのは、主として人民民主主義政權が未確立であつたためだと考えられるが、ここでは具體的にはその理由を明らかにし得ない。五カ年計畫は重工業、なかんづく機械工業(特に石油機械、電機器、農業機械、工作機械など)の擴充に重點を置いており、工業生産は總體として約二倍に増加するはずである。一、二の例をあぐれば、鋼一二五萬トン(戰前一〇萬トン)、石炭八〇〇萬トン(同二〇〇萬トン)、電力二〇〇萬KW(同六〇萬KW)の目標をかかげており、これらが實現すれば人口數に比較してかなりの工業國となるし、農村過剩人口の工業部面への吸収についても大きな期待をよせ得よう。

ルーマニヤは石油、石炭、金屬、トラクター、化學、ガス、建築等の工業部門、航空、水運、道路等の交通部門、および銀行、保險等の部門にわたつて、ソ連との合辦會社「ソプローム」による經營を行つており、ソ連はルーマニヤの生産・流通の根幹的部門を内部から直接コントロールすることが出来る立場にある。戦前ルーマニヤに投下されていた外國資本の大部分が合辦會社におけるソ連資本に轉化したとみてもいいであらう。さらに貿易についてみれば、戦前（一九三八年）は、ソ連との貿易は問題にならず他の東歐諸國との貿易も一八%にすぎなかつたが、一九四九年にはルーマニヤ貿易中に占めるソ連ブロック諸國の割合は八一%（ソ連は五〇%）で、資本主義諸國の割合は僅か一九%にしか當らなかつた（А. Вулянский, Внешняя торговля Румынии, Внешний торговля, 1960, No. 11）。したがつてルーマニヤの西歐への穀物輸出は戦後最高であつた一九四八年でも戦前の十分の一以下に減少している。ルーマニヤのソ連および東歐諸國に對する穀物輸出數量は不明である。このようにルーマニヤの國民經濟の發展は、農業の集團化や農業生産力向上の問題をも含めて、東歐諸國、特にソ連との經濟協力の關係、殊にルーマニヤの穀物輸出とソ連その他の機械供給や技術指導の如何、いわゆるソ連圏内の社會主義的國際分業の計畫的實施如何にかかることが極めて大きいと云わねばならない。

ルーマニヤでは戦後、棉花・麻・煙草・油脂などの工藝作物の作付け、および家畜では豚の頭數がかなり急速に増加したが、農

業生産は全體として戦前水準を上廻るほどには達していないようである。一九五〇年は旱魃のため農業生産はむしろ低下しているとみられ、飼料不足のため多數の牛や豚の屠殺が行われたと傳えられる『世界週報』一九五二年五月二日號、五八頁）。一九五一年は豐作だつたはずだが、最近の外電によると、ルーマニヤではパウケル外相その他の閣僚が農業政策の失敗、殊に穀物の市場出廻り不良の責任を追求されていることが報道されている（『朝日新聞』一九五二年六月一四日）。

これらの現象は、かつてソ連が第一次五カ年計畫と農業の全面的集團化の渦中で経験したと同一の困難に、いまルーマニヤがぶつかつていることを物語つている。後進國が工業化を行う場合、農村の都市に對する食糧供給は増加せざるを得ないし、さらに機械や原料の見返りとして輸出に當てるため穀物のより大きな餘剰を必要とする。だが工業は生産財の生産に集中するから、農村が穀物の代償として入手する消費物資は、すこぶる貧弱なものとなり、農民は穀物を賣却する剩餘を失つてしまふ。しかも土地改革の結果、農民の消費は増加しているのである。だがソ連の場合には農業の集團化・機械化を強行することによつて、都市への穀物提供を増加し、難局を打開することが出来た。それはソ連が機械化によつて排除された農村の過剩人口を工業化のみならず耕地の擴大によつて吸収したからである。

東歐諸國の條件はソ連と異なり、穀物の収量は第一次大戰前のロシアより高いし、土地が狭少で農業の集約化を計るより外に生

産向上、供給増加の方面に乏しいが、大集團農場は勞働生産力は増大し得ても、農業の集約化に適せず、むしろ農村の過剰人口を増加するおそれがある。ここから東歐の農業集團化に對する懷疑的な見解が生まれるのである (L.D. Schwenz, *Ibid.* p. 54)。

今日ルーマニアの農業政策の基調は集團化にある——これは工業化政策と相對應するものである——が、これとともに灌漑工事の進捗や工藝作物の導入にみられるような農業集約化の政策もあわせ行われており、——家畜數の増加にはまだ顯著なものがみられないが——この一見二律背反的な課題を同時的に解決しようと試みてゐるかに思える。すなわちD・ウォリナー女史の指摘した農業の集約化と工業化との二つの方法が並行的に採用されているわけだが、それには工業部門のみでなく、農業部門にも多額の投資を必要とし、今日のルーマニアの財政がかかる負擔に堪えるかどうか甚だ問題である。ともあれその成否を判定するには、⁽⁴⁾少くとも五カ年計畫の完了まで待つてみるのが常識だろう。

註4 土地改革後の農業改革については、特に斷らない限り、

主として次の資料によつた。H. Илхон, Развитие сельского хозяйства Румынии, Вопросы экономики, 1951, No. 6

なお『農業綜合研究』五卷二號海外ノート「東歐諸國の農業計畫」(東井)、「ルーマニア農業經營の集團化」(的場)をも参照されたい。